

社会福祉施設の 労働災害をなくそう

社会福祉施設では、施設利用者への安全性が優先され、施設で働く者への安全は後回しにされやすい傾向にあります。また、社会福祉施設では、機械化が難しいため、人間力に大きく依存してしまいます。

そのため、群馬県内では年間200人前後の労働者が休業4日以上労働災害にあっています。

災害の特徴は、「転倒災害」「動作の反動、無理な動作」が約70%を占めている状態ですが、作業内容から災害を減少させる特效薬はなく、徹底した安全管理体制と実践が求められます。

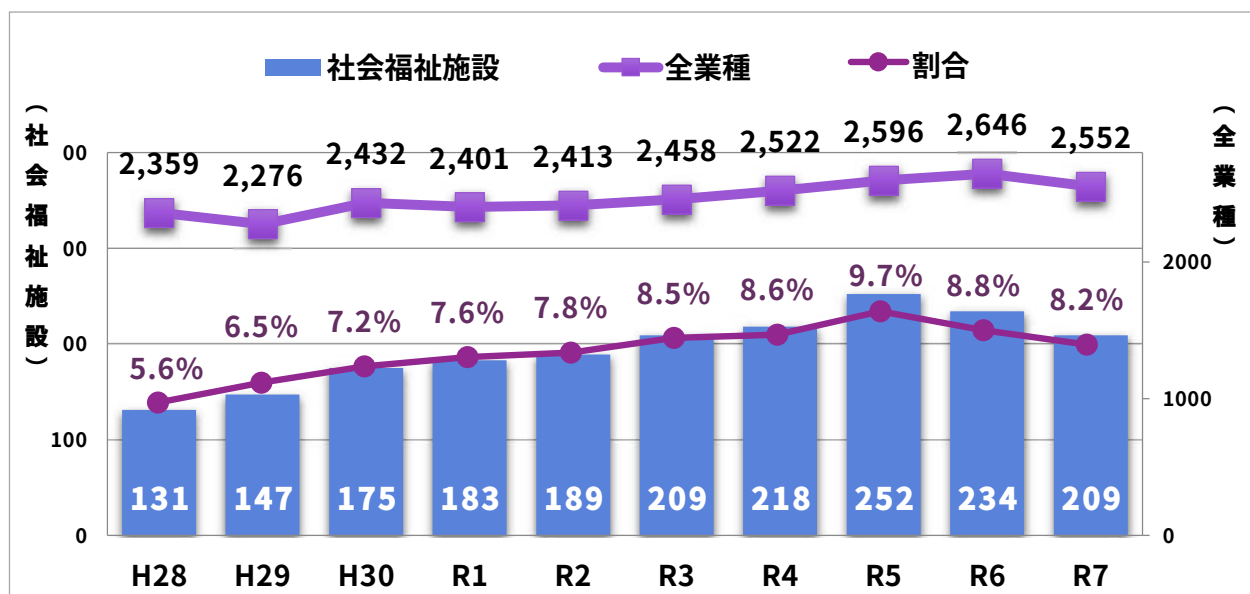


図 1 全業種及び社会福祉施設における労働災害発生年別推移

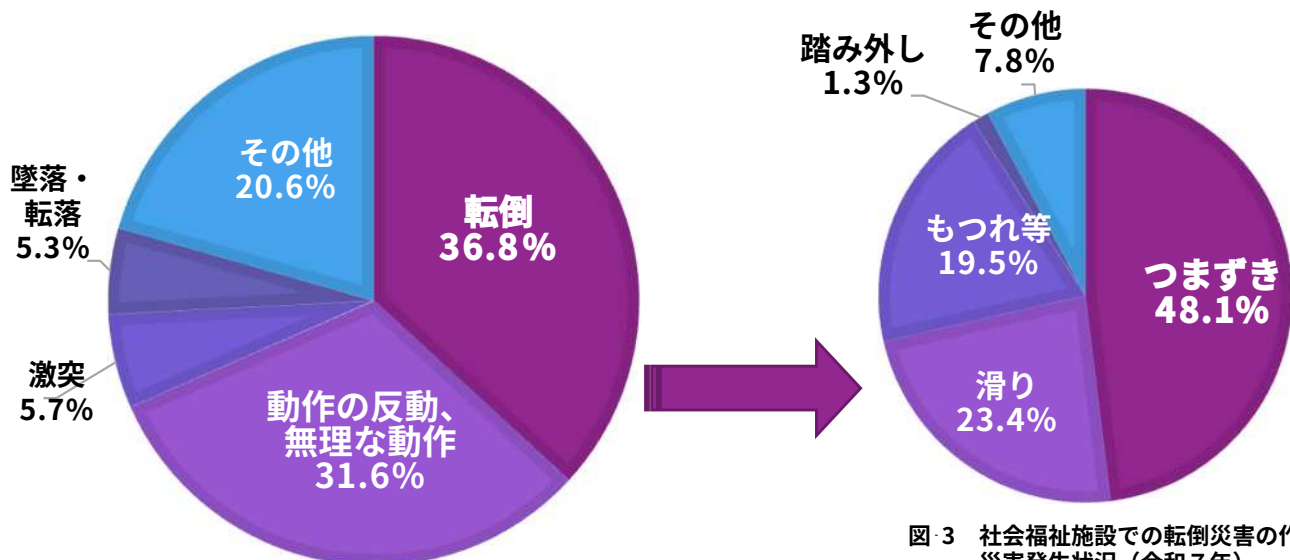


図 2 社会福祉施設での事故の型別労働災害発生状況（令和 7 年）

図 3 社会福祉施設での転倒災害の作業別労働災害発生状況（令和 7 年）

資料は全て労働者死傷病報告

社会福祉施設での労働災害は、経験年数別では「1年以内」及び「10年超」で、年齢別では50歳代以上で多く発生しています。

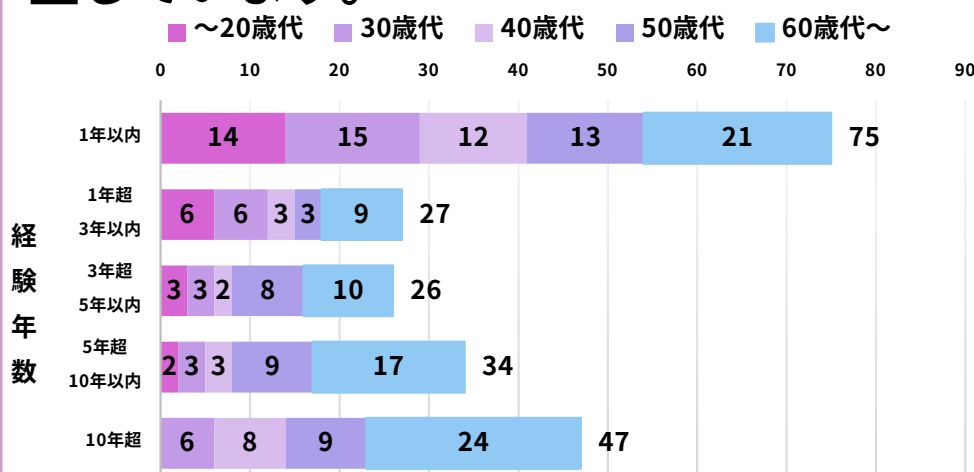


図 4 社会福祉施設での年代別・経験年数別労働災害発生状況（令和 7 年）

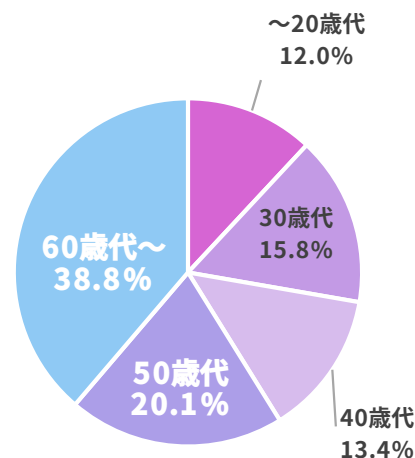


図 5 社会福祉施設での年代別労働災害発生状況（令和 7 年）

腰痛防止対策

〔腰痛予対策の進め方〕

①作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために「適宜小休止・休息をとる」「他の作業と組み合わせるなどにより、同一姿勢を長時間続けないようにさせる」ことを基本に、作業姿勢と動作、作業時間などに配慮しましょう。



②作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。

作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態を把握し、その作業指示等が安全なもの（作業者及び利用者双方にとって）であるか検討しましょう。

③介護者の適正配置

特定の職員に腰部の負担が大きい業務が集中しないよう配慮しましょう。作業量に見合った適切な人員配置を行いましょう。

④施設および設備の構造の改善

介護する部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などを再点検して、腰部への負担が大きいと認められる場合には設備の改善を行いましょう。

腰痛災害事例

▼50歳代の男性介護職員（経験期間30年）が、利用者のベッド移動のため、利用者を起こそうと抱きかかえたところ、腰を痛めた（休業2か月）

▼30歳代の女性介護職員（経験期間3か月）が、利用者の入浴準備中、利用者を入浴用の椅子に座らせ、車椅子を脱衣所へ戻そうとした際、腰をひねった（休業1か月）

転倒防止対策

転倒の原因には、「つまずき」「すべり」「筋力の衰え」などがあります。原因に応じた対策を検討してください。

つまずき防止対策

- ・ 通路、作業床・歩み板に物を置かない。
- ・ 床面の凹凸をできるだけなくす。
- ・ 通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
- ・ 通路、作業床・歩み板を安全に通行できる照明（明るさ）にする。

すべり防止対策

- ・ 床面を良く清掃する（水や油はよく拭き取る）。
- ・ 滑り止めのマットを敷く。
- ・ マットなどがはがれないようテープで止める。
- ・ 滑りにくい靴を履く。



筋力の衰えを防ぐ対策

- ・ 簡単な筋力トレーニングでも転倒防止に効果的です。

転倒災害事例

▼60歳代の男性介護職員（経験期間12年）が、廊下を歩行中、床にこぼれていたとろみのあるお茶に足を滑らせ転倒した（休業3か月）

▼60歳代の女性介護職員（経験期間8年）が、利用者のオムツ交換のため、新聞紙を床に広げたあと、棚に荷物を取りに行こうとしたところ、新聞紙で足を滑らせ転倒した（休業2か月）

「エイジフレンドリーガイドライン」について

令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」）が公示されました。

この指針は、法改正により、事業者の努力義務とされた、高年齢者の特性に配慮した作業の管理など、事業者と労働者に求められる必要な取組について、具体的に示したものです。



「エイジフレンドリー補助金」について

高年齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。

※事業場規模、高年齢者の雇用状況等を審査の上、交付決定します（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ▶ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

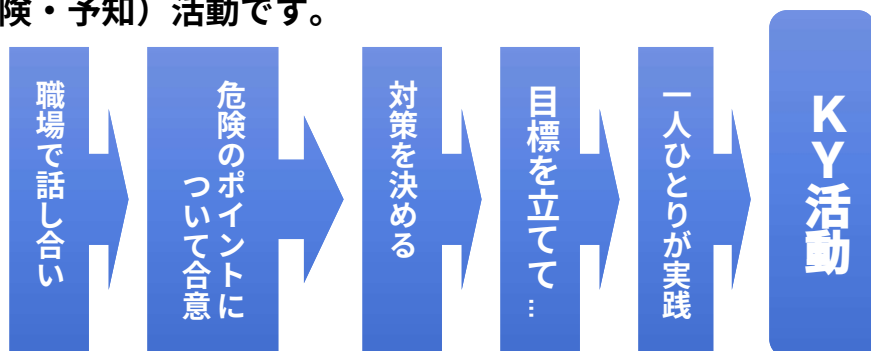


KY活動

人間は誰でも、「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスがKY（危険・予知）活動です。



安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者にも義務づけています。

規模(労働者数)	規模別安全衛生管理体制		
※50～1,000人	事業者	産業医 衛生管理者（規模に応じ1～3人）	衛生委員会
10～49人	事業者	衛生推進者	安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること
1～9人	事業者		安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること

※1,000人を超える事業場では、上記に加え総括安全衛生管理者を選任する必要があります。
また、衛生管理者についても規模に応じ4～6人の選任になります。

職場における感染症対策の進め方

職場における大規模な感染症の拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが職場内外での感染防止行動の徹底について、正しい知識を持ち、職場や職務の実態に即した対策に取り組む必要があります。

事業者には、感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、関係者全ての人に伝えるとともに、関係者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人ひとりの行動変容を心がけていただくことが重要です。

- ①労働衛生管理体制の再確認
- ②換気の徹底等の作業環境管理
- ③職場の実態に応じた作業管理
- ④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育
- ⑤日々の体調管理等も含めた健康管理



資料：厚生労働省
感染症対策に関するページ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html